

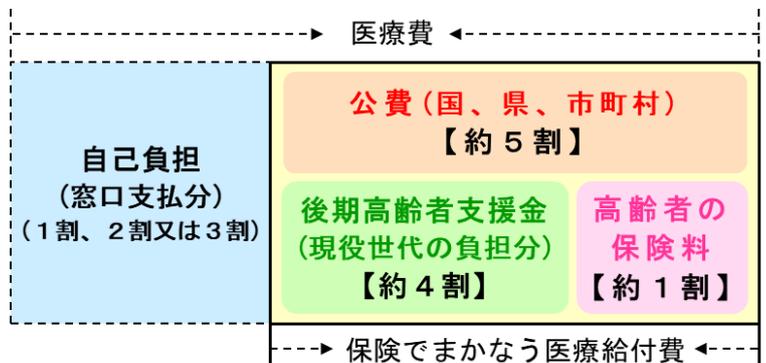
# 令和6・7年度の 後期高齢者医療保険料率が決まりました

後期高齢者医療保険料率は、高齢化等による医療費の増加等を反映し、2年ごとに見直されます。令和6・7年度における茨城県の後期高齢者医療保険料率は下記のとおり決定されました。  
(※県内は均一の保険料率となります。)

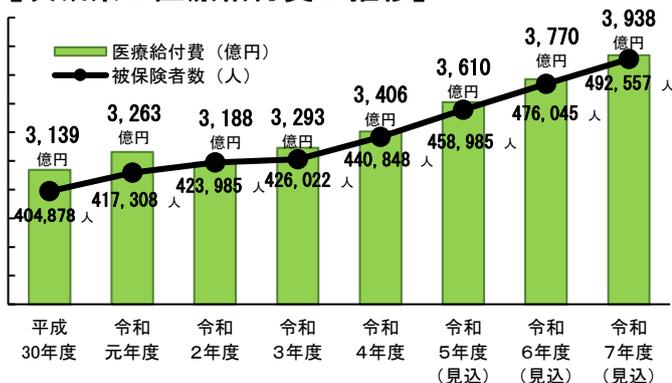
区分	令和4・5年度	令和6年度		令和7年度
		賦課のもととなる金額が58万円以下の方	賦課のもととなる金額が58万円超の方	※所得割率は賦課のもととなる金額によらず、統一されます。
均等割額	46,000円	47,500円 (+1,500円)		47,500円
所得割率	8.50%	9.00% (+0.50%)	9.66% (+1.16%)	9.66%

## 後期高齢者医療保険料率の見直しについて

後期高齢者医療制度では、広域連合から医療機関へ支払う医療給付費（医療費から窓口負担を除いた分）の約1割を、後期高齢者医療保険料で賄っているため、保険料率は、今後2年間の医療給付費等の見込みに対応できるように計算しております。



### 【茨城県の医療給付費の推移】



被保険者数の増加に伴い、医療給付費は年々増加しており、令和6・7年度の2か年の被保険者数や医療給付費等の見込みを踏まえ、収支が均衡するように保険料率を改定いたしました。

**保険制度の安定的な維持・運営のため、**

**ご理解くださいますようお願いいたします。**

## 個人ごとの保険料額の決めかた

$$\begin{array}{|c|} \hline \mathbf{1年間の保険料額} \\ \hline (100円未満切捨て) \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \mathbf{均等割額} \\ \hline \text{被保険者一人当たり} \\ \mathbf{47,500円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \mathbf{所得割額} \\ \hline (\text{賦課のもととなる金額}) \\ \times \text{所得割率} \\ \hline \end{array}$$

- ※ 賦課のもととなる金額 = 総所得金額等 - 基礎控除額
- ※ 総所得金額等とは、前年の収入から必要経費（公的年金控除額や給与所得控除額など）を差引いたもので、社会保険料控除、配偶者控除などの各種所得控除前の金額です。なお、遺族年金や障害年金は、収入に含みません。
- ※ 年度の途中で被保険者になられた方は、資格取得月からの月割りで保険料額が計算されます。

### ●賦課限度額の改正について

年収約 1000 万円を超える方を対象とする賦課限度額（保険料の年間上限額）は引き上げを段階的に実施され、令和 5 年度の 66 万円から令和 6 年度は 73 万円（令和 6 年度に新たに 75 歳に到達する方は 80 万円）、令和 7 年度は 80 万円となります。

## 令和 6 年度の保険料軽減措置について

### 1. 所得が低い方に対する均等割額の軽減

世帯の所得水準にあわせて、次のとおり均等割額が軽減されます。

世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額等の合算額が次の場合	軽減割合
① 43万円 + 「10万円 × (給与所得者等の数 - 1)」以下の世帯	7割
② 43万円 + 「10万円 × (給与所得者等の数 - 1)」 + 「29万5千円 × 世帯の被保険者数」以下の世帯	5割
③ 43万円 + 「10万円 × (給与所得者等の数 - 1)」 + 「54万5千円 × 世帯の被保険者数」以下の世帯	2割

- ※ 収入が公的年金の方は、年金収入額から公的年金控除（年金収入額が 330 万円未満は 110 万円）を差引き、65 歳以上の方は、さらに高齢者特別控除（15 万円）を差引いて判定します。

### ●軽減基準の改正について

上記②、③について、軽減の基準が引き上げられ、対象者が拡大されました。

軽減の基準	令和 5 年度	令和 6 年度
上記②	「 <u>29万円</u> × 世帯の被保険者数」	「 <u>29万5千円</u> × 世帯の被保険者数」
上記③	「 <u>53万5千円</u> × 世帯の被保険者数」	「 <u>54万5千円</u> × 世帯の被保険者数」

### 2. 被用者保険の被扶養者であった方に対する軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日に「会社などの健康保険の被扶養者」であった方は、**均等割額が 5 割軽減（加入後 2 年間に限る）**されます。また、**所得割額の負担はありません。**

- ※ 国民健康保険、国民健康保険組合の加入者であった方は該当しません。
- ※ 「1. 所得が低い方に対する均等割額の軽減」の対象となる場合は、軽減割合が高い方が優先されます。